

佐賀県告示第 234 号

佐賀県卸売市場条例（昭和 46 年佐賀県条例第 37 号）第 7 条第 2 項の規定により、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第 58 条第 1 項に規定する卸売業者の分割を次のとおり認可した。

平成 27 年 5 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

業務を承継する法人の名称及び所在地	地方卸売市場の名称及び所在地	取扱品目	認可年月日
株式会社佐賀中央青果市場 佐賀市鍋島町大字森田 2721- 1	地方卸売市場佐賀中央青果市場 佐賀市鍋島町大字森田 2721- 1	青果物	平成 27 年 4 月 1 日